

具にしたのは、ここに着目したからである。

神の常住する神社の建立によって、神社の權威を高めるため、祭神として神話や歴史を背景とする固有の神名をもつ神々を勧請して祀る風が起った。また祖先神や氏神あるいは産土神うぶすまを神社に祀り、集団社会があるところに神社があるようになった。

二 神 道

(一) 神道の概要

古代の日本人の信仰は、自然、人事を問わず、靈力をもつもの、人知でははかりしれないものを神とする信仰があり、したがって神は唯一絶対の神ではなく八百萬神やちよろずのとして現われた。その中には人間生活に恩恵を保護する「ニギタマ」の神もあれば、逆に災厄をもたらす「アラタマ」の神もあった。

村人はニギタマに生活集団の加護を祈り、アラタマを鎮めることを願って祭祀を行ってきた。これらの信仰は個人個人のものではなく、家なり、同族なり、地域集団にとつての神であった。したがって生まれてきたとき、運命的に自分の頼るべき神は決り、個人で信仰を選ぶことはできなかった。季節季節に行われる祭祀は、集団生活をする仲間一同の豊かな繁栄を祈願するものであった。

神は家族、同族、地域集団の意識を一つに結集する機能を持っていた。権力を握る支配者が、神信仰を支配の具にしたのは、ここに着目したからである。

大字	字	地番	社寺名称	社格又は有住無住
栗並	山神	九百五十五番	三光寺	有住
大串	二本松	七百五十七番	光照寺	有住
全	全	七百八十九番	薬王寺	無住
全	一本松	七十五番	天神社	雑社
全	全	四百廿番	七郎社	全
全	全	五百七十五番	九郎社	全
全	全	七百〇番	大串社	全
全	三本松	七百廿九番	早馬社	全
全	吉本杉	千百拾番	七郎社	全

大字	字	地番	社寺名称	社格又は有住無住
大串	二本黒木	千言九十五番	権現社	雑社
全	全	千四番	九郎社	全
右将采存置ノ見込ニ候也				
小城郡北山村長				
明治廿三年五月				
馬場 崎傳 印				
佐賀縣知事 樺山 資雄殿				

このうち郷社は一社。北山村上無津呂の淀姫神社、村社は九社。南山村が古湯の淀姫神社、市川の諏訪神社、上熊川の猿若神社、八反原の熊野神社。北山村は大野の春日神社、下合瀬の鏡神社、麻那古の春日神社。小関村は小副川の天満宮、関屋の白山権現である。

こうした社格は明治四年五月十四日、官社以下定額及神官職員規制を、同七月四日これに付帯する郷社定則を公布した。のち村社は独立した扱いにし、その下に無格社（社格をもたない公認の神社）が設けられた。社格のある神社には祈年、新嘗にいなめ、例祭の三大祭には公的な神撰幣帛料が公費から供進された。しかし終戦を迎え、昭和二十一年二月二日勅令第七一号をもって社格は廃止された。

神道の文字が文献にみえるのは『日本書紀』であるが、それ以後仏教伝来によって、神仏習合時代を迎えた。仏教は神道と異なり、家の祖先の菩提を弔うとか、家ごと行う祭祀に習合する方向をとりながら、神信仰と敵対関係をとらず平和共存の立場をとった。

神社のそばに神護寺（神宮寺）を建立したり、日本の神は仏の化身であるとし、神々に権現や菩薩の名を記したり、天照大神の本地は大日如来または観音などとする本地垂迹説を一般化させ、神社と寺院とは関係深いものになった。

江戸時代になると儒教流神説や平田篤胤らによる復古神道が成立した。この神道の神々は①自然神（自然物・自然現象に宿り、それを支配する神）、②人間神（英雄、偉人、長上などの神格化）、③觀念神（生成、思考、生産力など抽象的な力や觀念を司る神）の三種に分けられるという。だが別の視点からみれば、最も重要な神は、当時の社会生活の単位である氏族の守り神（氏神）であった。氏神は必ずしも祖先神ではなかったが、時代の下降に伴い氏神を祖神とみならず傾向が生じてきた。これらの復古神道は水戸学とともに明治維新に大きく影響した。このほか田の神、山の神、屋敷神のような生産と生活を守り、清め、籠もり、参詣の習俗を信奉する民俗風の信仰もあった。

明治維新が祭政一致の古に復することにあつたので、徳川幕府が倒れると新政府は慶応四年（一八六八）三月神仏混交の禁止を布達した。こうして神仏分離は強制的に施行され、神社内にあつた仏像や仏具など、仏教に係ある一切のものが排除させられた。このことを排仏毀釈と呼んでいる。明治四年、各神社から提出された由緒書によって社格が決められた。

明治四年七月太政官から次の布達が出された。

規則

- 一 臣民一般出生ノ子アラバ其ノ由ヲ戸長ニ届出、必ズ神社ニ参ラシメ、其ノ神ノ守札ヲ受ケ、取扱スベキコト
- 但シ社参ノ節ハ戸長ノ証書持参スベシ。其ノ証書ニハ生兒ノ名、出生ノ年月日ト父ノ名ヲ記シ、相違ナキ旨ヲ証シ、之ヲ神官ニ示スベシ
- 一 即今守札ヲ所持セザル者ハ、老幼ヲ論ゼズ出国及ビ姓名、住処、出生ノ年月日ト父ノ名ヲ以テ、其ノ戸長ヘ達シ、戸長ハ是ヲ其神社ニ達シ、守札ヲ受ケテ渡スベシ。
- 但シ修行又ハ；他所ニ寄留シ、本土神社ヨリ受難キ者ハ、寄留地最寄リノ神社ヨリ本条ノ手続ヲ以テ受クベシ
- 一 他ノ管轄ニ移籍スル時ハ、其ノ管轄地神社ノ守札ヲ前ニ申受併テ所持スベシ
- 一 死亡セシモノハ戸長ニ届ケ、其ノ守札ヲ戸長ヨリ神官ニ戻スベシ
- 一 守札焼失又ハ紛セシ者アラバ其ノ戸長ニ達シ、事実ヲ正シ相違ナキコトヲ証シ、新ニ申受クベシ
- 一 自今六ヶ月毎ニ、戸籍改ノ節ニ守札ヲ出シ、戸長ノ検査ヲ受クベシ
- 一 守札ヲ受クルニヨリ、其ノ神社ヘ納ムル初穂料ハ、各々ノ心ニ任セ多少ニ限ラザルベシ

江戸時代までは地域民は氏子という自然的な信仰であつたが、この太政官布告により「氏子」が規則づけられた。戸籍が後年整備されたので、神社への登録は形式に過ぎなくなつて、いつの間にか沙汰やみになった。

前記した明治二十三年の『存置社寺調査』の神社関係を抜粋すると旧小関村で四一社、旧南山村で四六社、旧北山村で七四社、合計二六一社が数えられる。これを旧村ごとに表示してみる。

計	泉	祇	白	豊	八	楠	山	白	諏	子	神
社	園	園	鬚	臣	竜	公	山	山	訪	安	社
	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社
41	1	1	2	1	1	1	2	2	1	1	神社数

計	観	乙	矢	八	竜	井	畑	振	老	熊	熊	八	白	若	神
世	宮	白	尾	泉	手	瀬	湯	上	泉	野	坂	石	宮	社	社
音	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社
46	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	神社数

計	大	権	八	早	新	峠	藤	乳	養	下	一	鏡	森	大	藤	中	女	神	
串	現	竜	馬	田			母	父	浦	宮		林	神	瀬	山	性	社	社	
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	宮	社	社	社	社	社
74	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	神社数	

池	矢	猿	北	春	巖	中	彦	叢	八	九	七	与	八	住	天	神
房	若	野	日	島	野	山	島	代	郎	郎	賀	幡	吉	天	宮	社
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	宮	社
1	2	1	1	3	1	1	1	1	1	3	1	1	2	1	5	神社数

合祀前の神社一覽
小 関 村

床	鎌	荒	淀	山	諏	矢	猿	巖	彦	九	八	七	八	住	天	神
浦	玉	人	姫		訪	房	若	島	山	郎	郎	郎	幡	吉	天	宮
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	宮	社
1	1	2	1	1	3	1	1	1	1	2	1	2	1	1	5	神社数

南 山 村

地	文	観	八	若	荒	淀	山	子	矢	春	巖	九	七	八	天	神
蔵	珠	世	坂	宮	人	姫		安	房	日	島	郎	郎	幡	天	宮
社	社	音	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	宮	社
2	1	8	1	1	2	1	6	1	3	2	6	6	5	1	8	神社数

北 山 村

この総数一六一社の内訳をみると天満宮系一八社、観世音一二社、九郎社二一社、山社九社、七郎社八社、巖島社八社、矢房社六社、春日社五社、諏訪社四社、荒人社四社、八幡社四社などの順になっている。

天満宮系がもつとも多いのは、太宰府天満宮安楽寺の勢力がこの地に及んでいたことがわかる。それは『天満宮安楽寺草創日記』によると、永保二年（一〇八二）「佐嘉庄四十三町三十歩」などとともに「囃久庄八十町歩」が太宰府天満宮安楽寺領として、同寺西塔の建立とともに藤原資仲によって寄進されていることが記されている。このため囃久天満宮とこの地とは何らかの關係があり、天満宮關係の多くの社が祀られたと考えられる。

次に観世音と九郎社、山社などについては、民間信仰的色彩が強いので本史の「民俗編」で詳述されるので参照されたい。巖島神社は宗像三女神を祀る海上交通を守護する神として知られる。古く大陸交易に力を注いだ者の一族によつて、この地に祀られたものか定かではない。この神を弁財天と呼ぶところもあり、これは密教の流れと結びついた神仏習合の例で、明治初年の神仏分離によつて、仏号をもつて呼ばれていた神社は、すべてが神号に改められたが、その折に巖島神社の名が冠されたとみられる。南山地区にある乙宮神社などもその例で、古くは弁財天信仰にもとづき脊振山の乙護法を勧請したとみられ、神社名を乙護法から乙宮の神号にしたのではないかと考えられる。

神仏混交が現在も色こく残っている白山神社などは修験道の道場として知られている。

佐賀県内では最近まで牛尾山を基点として「回峰行」が施行されていた。『歴代鎮西要略』によると、保元二年（一一五七）に華山院家忠が牛尾山別当坊を再興、その時琳海を院主とした。その琳海が脊振山系を中心とする肥前東部の霊峯を数々修行、永暦元年から応保二年（一一六〇〜六二）の回峯した記録が牛尾神社に残されて

いる。この記録による順路は脊振山系の岩戸河内山―脊振山上宮―仁位山―菩提寺山―千年嶽―金立山―高野嶽―三瀬―古湯権現―熊野河―河上水摩手山権現―今山釈迦嶽―清水山―天山―作礼嶽―牛尾山と記されている。この霊場は法華經の二八品になぞられている。

本町に關係あるものだけを『肥前牛尾山峰中略縁起並地銘』から抜粋してみる。

- 第三天山岳 小城 高野成ヨリ一里 此ノ山愛宕ノ辻ニテ探燈修行衆僧譬喩品ヲ誦誦ス 勤行所数多アリ
- 第四金剛山 同郡高 天山ヨリ一里半 信解品 此ノ山 清水ノ山中西谷ノ内 此ノ山ニ於テ一七日（七日間）断食其ノ外数多之行法アリ 慳貧ノ業因ヲ解脱シ餓鬼ノ報ヲ懺除セシム
- 第五古湯山 同郡之内 湯山ヨリ一里 葉草喩品 大権現広前ニ通夜ス 此ノ所十三箇ノ勤行所アリ
- 第六須田川 佐賀野内 上野ヨリ一里 授記品 此ノ山中ニ密事アリ
- 第七高野嶽 同郡之内 須田ヨリ一里 化城喩品 此ノ山ヨリ三瀬ニ到ル 新度者ニ金剛杖ヲ執ラシム 順逆道操ノ差別ニ依リテ場所異ル

とある。この入峰理論は、牛尾山を中央として、東部二八か所、脊振山を胎蔵界、西部多良岳を中心に二八か所 金剛界として、その両部を結ぶ牛尾山に曼荼羅道場があった。

本町は東部道場に古湯、須田、高野岳が当たっていたのである。

現在、下関屋や日池では二月下旬に英彦山詣りが続いており、代表者が代参して魔除けの彦山がらがらを各戸の戸口に飾る風習が残っている。

次に特色ある神社は淀姫神社である。一般に淀姫さんと親しく呼ばれているが、その文字から察すると「淀む」

という川の深い淵、^ル姫”は主だとか女の神様、淀姫さんは川の青々とした深い淵を支配している女の神様といえる。全国的な神様の系列からいえば、豊玉姫命という神名になるが、大昔、豊玉姫を信仰する一族が、佐賀地方の農耕に適する土地を求めてやって来て、土着したのが佐賀地方の住民の先祖といえる。佐賀市内の与賀神社、本庄神社などもみな淀姫さんを祀り、水路をたどれば嘉瀬川流域にもっとも多い。肥前一の宮として知られる大和町の河上神社、通称淀姫さんが、その中心で、本町の淀姫さんもこの系統、川を溯って本町に鎮座したと思われる。この神社の氏子は鯰を食べないといわれている。鯰は淀姫さん眷族で、白い鯰の絵馬が神社に奉納されている。白というのは神格化、蛇でも白蛇をみつけると弁財天だとか、弁天さんのお使いだと珍重されている。

歴史的文献の面では『肥前風土記』『延喜式神名帳』『三代実録』『太宰官内志』など多くの文献に河上社のことがみえる。前記の伝承もこれらの文献によるところが大きい。

祭神については「荒神」「世田姫」「豊姫」、などあるが「淀姫」と同じ神とみてよい。

しかし、一説に「豊姫を神功皇后の妹として、比売神とし、応神天皇の妃神とする」説もあるが、これは後年の憶測とみられる。

このように多くの神社のあることは民俗学や宗教学の面から興味あることである。

明治政府は、明治三十九年四月、勅令九十六号、八月の勅命二百二十号と内務大臣の地方官（知事）への指示によって、全国的に神社の合祀を奨めることにした。合祀のねらいの第一は、財政的基盤の弱い神社は祭祀が疎略にされやすいので、これを合祀統合することで経済的基盤を確立させ、崇敬の実をあげることができる。

これまでまとまりを欠いてきた集落、集落の間の団結が一つにまとめられ、神社に結集して、自治体として

の団結が保たれるということであった。

神社の統廃合は明治四十一年から翌四十二年に頂点に達した。これにより原則として村社は行政村ごとに一社、無格社は旧村（字）にないし教社に減す方針を強行した。

本町の場合この合併によって、郷社一、上無津呂の淀姫神社、村社八、麻那古の春日神社、大野の春日神社、下合瀬の鏡神社、古湯の淀姫神社、市川の諏訪神社、上熊川の猿若社、下関屋の白山神社、下小副川の天満神社が指定され、その祭典や維持費なども公費でまかなわれた。他の神社は無格社となって、合併されたものも多かった。

昭和二十年八月の日本の敗戦によって、神社は大きく変わった。同年十二月十五日、連合軍総司令部は「国家神道・神社神道ニ対スル政府ノ保証・支援・保全・監督並ニ公布ノ廃止ニ関スル件」という、いわゆる「神道指令」が出され、神社と国家の結びつきを禁止した。

明治以来信仰の自由は認められていたが、敬神崇祖は国民精神の基であり、最高道徳であった。現人神として崇敬を集めてきた天皇は戦後「人間宣言」され、神社も他の宗教団体と同じということになり、国の保護を離れ、神社を総轄する神社本庁のもとで宗教法人となった。

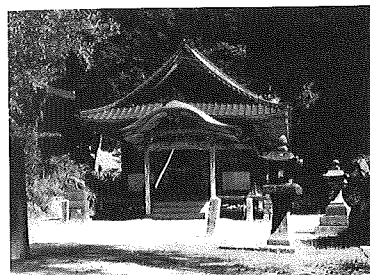
(二) 富士町の神社

1 淀姫神社 北山地区大字上無津呂

祭神 豊玉姫命 玉依姫命

高皇産霊神 猿田彦命 句句之智命 保食神 大山祇命 新田義貞 鎌倉景政

創建の年代は詳かではないが、文久三年（一八六三）九月に一三五〇年祭の執行があった記録がある。これらから推して六世紀前半継体天皇の御字の勧請であろうと察せられる。



淀姫神社

正親町天皇の永祿四年（一五六二）領主神代勝利、全長良の父子兵を率いて川上に陣し、龍造寺氏と戦った。戦いに敗れて此の地に走り来って救いを求めた。社人賀村大和守舎種は神代父子を社内に匿くし、俄に村民を集めて、大祭の態をして、神楽を奏して居た。追兵が来て、探索したけれども見付け出すことが出来ず、怒って火を放ったので社務所並に文書等はその時焼失したけれども社殿には及ばないで、神代父子は無事にのがれることができた。追兵が退いて後、神恩の大であることを謝して、即座に佩刀二振を奉った。後神埼郡三瀬に帰城するや、田七町五反余を奉納して神代家鎮護の神と仰いだ。

元亀二年（一五七〇）二月長良公社殿全部改築。貞享五年（一六八八）、神代利実修築をする等崇敬一方ならず、神埼・小城・佐賀に亘る十二ヶ山の崇祀として神威嚇々。明治六年（一八七三）郷社に列せられる。祭神高皇産霊神外六柱の神は無格社合祀によって追加した。

2 鏡神社 北山地区下合瀬

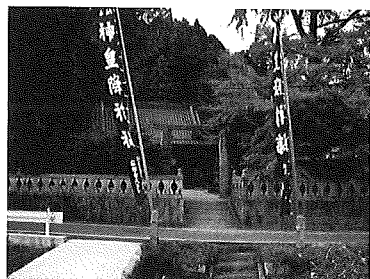
祭神 息長足媛命 武内大臣 大山祇神 素盞鳴命 句々乃智命 田凝姫命 菅原道真 源義経

後奈良天皇の御字弘治年間（一五三〇頃）合瀬村の地頭合瀬伊賀守の祖が勧請して祭、初めは合瀬神社と称していたが、天明五年（一七八五）鏡神社と改めた。明治六年村社となる。祭神大山祇神以下六柱の神は無格社合祀によって追加。同社の鳥居は寛文元年（一六六一）建造されている。

富士町の神社



鏡神社

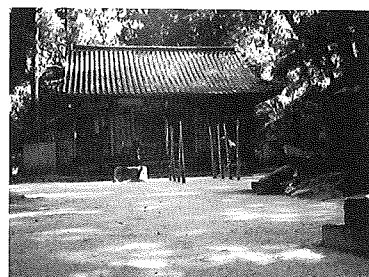


春日神社

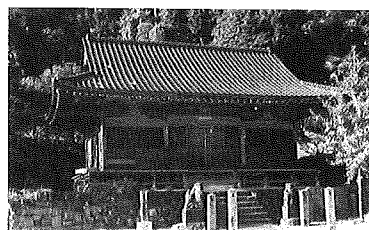
3 春日神社 北山地区麻那古

祭神 天照大神 武甕槌命 經津主命 田凝姫命
 国常立尊 国狭槌尊 児屋根命 大山祇命 保食神
 新田義貞

桓武天皇の延暦十二年（七九三）九月二十一日の勧請で、当社は麻那古村の内字月越に鎮座、麻那古大明神と唱えていたが、永祿七年（一五六四）全村



諏訪神社



天満神社

由緒 社記古文書等よるべきものがないが、社殿棟木に享和三年（一八〇三）文政六年（一八二三）の両度に再建のことが記載あるので、おそらくその以

- 姪子命 菅原是善
- 天児屋根命 三女神 事代主命
- 猿田彦命 仁徳天皇 大国主神
- 上筒雄神 中筒雄神
- 底筒雄神 彦火々出見命 白大夫神

された。

7 天満神社 小関地区下小副川

祭神 菅原道真

応神天皇 源義経 与止姫命 伊弉諾命

伊弉册命 菊理媛命 武内宿弥

6 諏訪神社 南山地区市川

祭神 武御名方神 仲哀天皇 産霊神 源義経 媛太命 保食神

当社の口碑によると、野中伊賀守、信濃国諏訪に赴いて、諏訪明神の分霊を請うて、当地に勧請したという。

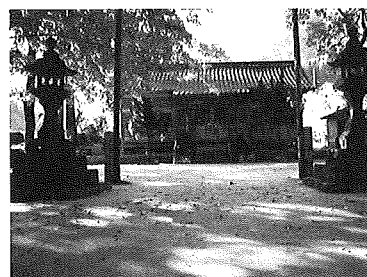
文政六年（一八二三）拜殿を再建し、明治六年村社となる。祭神仲哀天皇外四柱の神は無格社合祀により追加

の長老今坂美作村民と相謀って、村内の中央の現地に奉遷し、社号を春日神社と称した。明治六年村社となる。祭神田凝姫命外五柱の神は無格社合祀により追加された。

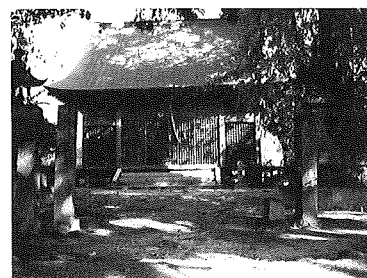
4 淀姫神社 南山地区古湯

祭神 豊玉媛命 海津見神 大山祇命

高皇産霊神 国常立尊 盤長姫命



淀姫神社



猿若神社

応神天皇 国狭槌尊 武内宿弥 源義経 猿田彦命 菅原道真

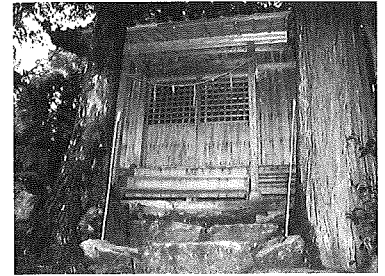
湯気神（祐清法師と第二世清仲律師併せて祀る）

当神社は、小城藩主鍋島月堂の厚い崇敬によって承応二年（一六五三）創立。明治六年村社となる。祭神大山祇命外一〇柱の神は無格社合祀によって追加された。昭和六十三年、神社三四〇年祭執行した。

5 猿若社 南山地区上熊川

祭神 猿田彦命

勧請年月詳かでないが、命の御神徳を崇敬して当部落の産土神として奉祀したのであろう。明治六年村社となる。



金毘羅神社



白山神社

前の創建と思われる。明治六年村社となった。無格社合祀により祭神応神天皇外二柱増加した。

8 金毘羅神社 北山地区大字下無津呂字一本松(北川)

沿革 北川古賀の祭神として祀る。家内安全、諸病快復、合格祈願、大願成就等に霊現あらたかとの伝えあり。当社に木ぼりの「カブ」が献納されている

が、以前これを持ち出した氏子が、原因不明の高熱におかされたため、これを返納し、詫びの祈願をしたところ、たちどころに熱が下がったとの逸話あり。現在の社は、故岩井俊雄氏が子息の病氣快復祈願成就につき献納されたもの。

祭神 金毘羅大将(童子)

創立 不明(やしろの杉は樹令三〇〇年は超えていると思われる。)

祭日 大祭は毎年二月一〇日(現在は直近の日曜日に実施) 平月は当番が月二回(一日、一五日) 掃除献饌を行ない、月一回の氏子茶講あり。

その他 境内に「タメ」あり(「試し」の意)、祭日に開蓋し、中の状況を(水位、虫、濁り等)により、新年の農業環境を予測する。

以前は金毘羅神社のみの祭祀であったが、寄せ神をしたため、同境内に山神、岩神、風神、べんじやさん(弁財天か?)を祀る。

9 白山神社 小関地区字下関屋

高野岳にある白山神社は、現在も神仏混交の名残りをとどめている。白山の名は加賀(石川県)の修験道と関係が考えられる。事実古い鳥居に「白山彦山大権」とある。奥の院の石灯籠には、元禄十一年(二六九八)の銘がある。この奥の院には近年まで山伏の参籠があり修験道場であった。ここは白山や豊前(大分県)の英彦山と同系統の天台宗系道場であったが、弘法大師伝説により、この地が「高野山に似たり」という理由から高野岳と名付けられ、真言宗の良源寺が同居することになった。この社は永延二年(九八八)この地頭領関屋源八郎義家(刑部卿貞鑑親王十六世の孫)によって加賀の白山権現より勧請したと伝えられている。この場所は先記した修験場のあったところで、『鎮西誌』にも「応和二年(九六二)二月二十五日初踐開肥前北山之峰 令修験山入部修行 以牛尾山別当爲先達」などとみえる。関屋源八郎の後裔が明治二十年ころまで三六代宮司をつとめた。

10 楠木神社 大字関屋字菖蒲

祭神 楠木正茂
創立 不詳。菖蒲某が足利尊氏の後を追ひ九州まで来て動静をさぐっていたが、



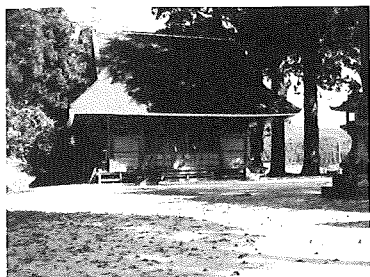
楠木神社

楠木正茂が亡くなった事を知り建立したという言い伝えもある。
祭日 十月十五日 供日祭り。十二月 年末祭り。氏子 四一戸。
敷地面積二九〇坪。建物 一五・一八坪。責任役員 納富留吉 佐保マサエ。神木 棕の樹(樹齢二〇〇年)。
法人格の有無 無

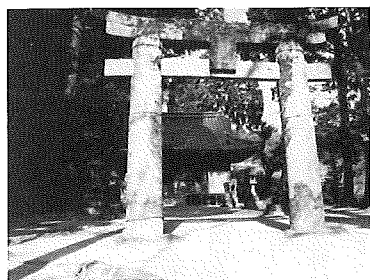
11 櫛田神社 大字大串

祭神 神功皇后 武内大臣 藤原広嗣 源義経

由緒 創立 不詳といえども、神埼郡三瀬山の杉神社と同時の鎮座で、祭神も同体である。杉神社は小城山大宮司嘉村左京進宗章が筑前香椎宮から分霊を勧請したと伝えられている。



櫛田神社



春日神社

祭日 十月初旬 秋祭り。氏子 六七戸。

敷地面積 六〇一坪。建物 二〇・二五坪。受持

神職 嘉村博幸。責任役員 吉村幸雄 吉村金夫

江口和磨。法人格の有無 無。

12 春日神社 大字大野

祭神 経津主命 天照大神 児屋根命

国常立尊 保食神 源義経 匂々乃知命

齊藤実盛 菅原道真 田凝姫命 息長都命

由緒 後土御門天皇の延徳・明応間(一四九〇年頃)小城郡一四か山の地頭野辺田豊前藤原朝臣政房が当社を勧請。明治六年村社となる。祭神国常立尊外八柱は無格社合祀によって追加、同社の鳥居は寛文六年(一六六六)願主大宮司中村和泉守藤原重貞と銘してある。

氏子 約九〇戸(大野・中原地区)。敷地面積 四一二坪。建物 二〇坪 受持神職 嘉村博幸 責任役員 嘉村不二男 森永俊吾 江頭卯吉。法人格の有無 有。

嘉瀬川ダムに水没する神社(三社)

「昭和六十二年ダム建設に伴う生活再建計画調査報告書」による。

13 畑瀬大明神 大字畑瀬字前田

祭神 武内宿弥

創立など不詳。敷地面積 一五四坪。建物七・九七坪。氏子 三四戸。祭日 十二月十九日。敷地内の祠など 天神様 荒神様 七郎神 九郎大明神。受持神職 山崎吉行宮司。責任役員 西畑瀬区長。法人格の有無 無。



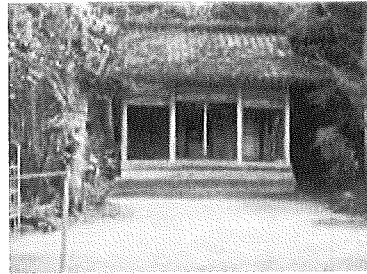
畑瀬大明神

14 豊富(臣)宮 大字関屋

祭神 小名彦命 豊臣秀吉

神社名	所在地	祭神	由緒
16 乳母神社	大字下無津呂	玉依姫命 大海祇命	創立年代不詳 元龜三年(五七)三月神殿再建、貞享二年(六八)五月拝殿再築の旨該社旧記に見ゆ、勧請の縁由等は不明なり。昭和九年火災により消失、同年再建築
17 中山神社	大字古場	神功皇后 武内大臣	創立不詳 然れども足利氏の族細川頼高の家人嘉村某足利衰運の末、弘治・永祿(五五五)六九のころ古場移住す。すなわち当社を勧請し氏神たること同社旧記に明詳に記載がある。
18 藤瀬神社	大字藤瀬	中筒男命 底筒男命 表筒男命 猿田彦命 源義経 高産靈命 保食神	古老の口碑に云う、筑前国宗像郡宮辺津宮ほか一社をうつす。鎮座年記不詳といえども平氏族滅の時といひ、あるいは鍋島初祖代といひ、両伝いずれが是であるか分からない。
19 乙宮社	中の原	田心姫命 湍津媛命 市杵島姫命	正徳六年(七六)八月建立
20 乙宮社	中の原	全	不詳
21 天満社	字湯の原	菅原道真	全
22 住吉社	柚木	海童神	全

その他の神社



豊富宮



子安神社

古刀一振、法螺貝
敷地面積 六三二坪。建物二二坪。氏子 七五戸
受持神職 嘉村博幸。
責任役員 馬場久雄、田中武利、藤田伝四郎、
法人格の有無 無。
本社は社名のおり安産の神。ここの腹帯を妊婦が腹に巻くと安産と伝える。近くにある夫婦岩は良縁のシンボルといわれている。

大和町東山田に建立された新しい豊富宮に移された。
創立 不詳。祭日 春祭三月 秋祭十二月。氏子 三〇戸。敷地面積 一八七坪。建物 六・七五坪。責任役員 東畑瀬区長。法人格の有無 無。

15 子安神社 北山地区大字栗並

祭神 大山祇神 磐長姫命 保食神 源義経 安産の神
由緒 栗並地頭栗並因幡守子孫永久の大願で承久(一二二九)二三年のころ勧請の由古老の口碑に伝え、神殿、拝殿ともその後の再建といわれている。
祭日 一月元旦祭、九月風祭、彼岸祭、刃の日祭、神宝 古刀一振、法螺貝

神社名	所在地	祭神	由緒
23 鎌王神社	大字鎌原	伊弉諾尊 伊弉冊尊	口碑では女性神、車石に乗って鎮座と伝う。元龜三年(一五七三)創建。貞享二年(一六八五)再改築する。
24 白石神社	大字杉山	大己貴命 少名彦命 素盞鳴命	古老口碑に聖武天皇の御代勧請の由にて中古までは鉄像の神体を安置していたところ、神殿焼失のとき形体相損したので石体にあられた由
25 八坂神社	全	素盞鳴命	不詳 鳥居は享保年代(一七六〇-三五)
26 白鬚神社	字須田	武内宿弥	不詳
27 全	字西畑瀬	全	全
28 諏訪神社	字菖木	盤長姫命	全
29 子安神社	字日池	大山祇命 盤長姫命 保食命	全
30 猿若社	字上小副川	猿田彦命	全

これらの神社は旧無格社の神社で、地区民のせまい範囲の信仰を集めていたが、近年過疎化現象による人口の減少などによって神社の維持がむづかしくなってきた。

一般に神社は集落単位で設置され、地区の護り神とするところが多いが、中には個人および同属単位で祀る神もある。これらは民間信仰に近いものである。このほか、庚神、道祖神、田の神、山の神、地の神、家屋神、門口の神、竈神、水神、風神、疫神、船霊などあるが、これらは確立した既成宗教の領域には属さず地域社会や一般民衆の間に発展した信仰の対象となる神である。このため特定の教義や教祖を持たず、既成宗教をはじめとす

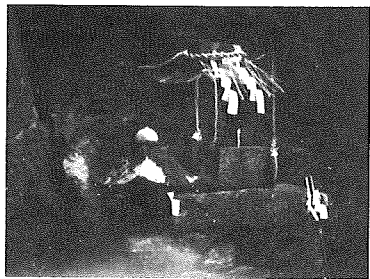
るいろいろな要素をとり入れ、地方色豊かな内容を示している。これらは、「民俗編」でとりあげた。その一例のみ紹介する。

権現社 北山地区大字大串字一本黒木

祭神 徳川家康 創立 宝永七年(一七一〇)

祭日 十二月八日 氏子 吉田芳彦、吉村繁喜 受持神職 嘉村博幸

西谷の権現様として知られている。鳥居をくぐり、杉林の道を登ると大きな岩があり、その前に石の祠と石燈籠があり、その銘に「正徳四年五月吉祥日、吉村彦左衛門重長」の文字がある。創立の由来など不明、祭りは毎年十二月八日、その時は神官と宮柱二人はどんなに寒くとも大串川で禊を行い、神前に供物をして祭りを行う。西谷は川を境に東は七郎さん(新田義貞)西の方は権現さん(徳川家康)の氏子で、昔は三日間くらい祭が行われていた。現在、祭りで禊をするところは上無津呂の淀姫神社と西谷の権現さんのみといわれている。



権現社

明治四十一年以後の神社統廃合によって、一六〇社ばかりあった神社が、五分の一程度になったことがわかる。また、昭和三十二年完成の北山湖ができたとき、下関屋の二八戸が水没したが、その折同地にあった春日神社も水没したことを付記しておく。今後、町の過疎化などによって、神社の数も減ることが予想される。